

ほうじん



公益社団法人 松山法人会

愛媛県信用保証協会 主催

「平成26年度感謝状贈呈式」開催!!

法人会と県信用保証協会が提携した融資制度等の普及に優秀な実績を挙げた金融機関に平成26年度感謝状が県信用保証協会会長から贈呈されました。(H27.6.9 於：松山全日空ホテル)



来賓名 ~敬称略~

- 日本銀行松山支店長 下田 知行
- 愛媛県経済労働部部長 神野 一仁
- 愛媛県銀行協会 会長 大塚 岩男
(伊予銀行 頭取)
- 愛媛銀行 頭取 本田 元広
- 愛媛信用金庫 理事長 弓山 慎也
- 愛媛県経営支援課課長 飯尾 智仁
- 愛媛県法人会連合会
事務局長 岩丸 裕建

順不同

伊予銀行

- 本店営業部
- 今治支店
- 西条支店
- 本町支店
- 角野支店
- 郡中支店
- 野村支店
- 新居浜支店
- 道後支店
- 川之江支店
- 大洲支店
- 問屋町支店
- 椿支店

愛媛銀行

- 本店営業部
- 川之江支店
- 波止浜支店
- 空港通支店
- 北条支店
- 久米支店
- 川内支店
- 郡中支店
- 今治支店
- 新居浜東支店
- 本町支店
- 立花支店
- 古川支店

愛媛信用金庫

- 波止浜支店
- 立花支店
- 平井支店
- 八幡浜支店
- 久米支店
- 郡中支店
- 鳥生支店
- 松前支店

商工組合中央金庫

- 松山支店
- 岩松支店

香川銀行

- 岩松支店

宇和島信用金庫

- 新橋支店

広島銀行

- 松山支店
- 三島支店

百十四銀行

- 松山支店

- ・平成26年度融資制度普及の感謝状贈呈式 p1
- ・愛媛県からのお知らせ～経営革新支援事業～ p2
- ・松山税務署からのお知らせ p3
- ・マイナンバー制度への実務対応Vol.3 p4

- ・法人会の研修会・セミナーの報告とご案内 p5
- ・建設業雇用管理アドバイザーの無料支援事業 p6
- ・愛媛県中予地方局からのお知らせ～熱中症～ p7
- ・「情報通信月間」四国総合通信局長表彰受賞報告 p8

経営革新支援事業のご案内 ～やる気のある中小企業を応援します!～

県では、中小企業の方が新商品・新サービスの開発等にチャレンジする経営革新を支援する事業を行っています。具体的には、中小企業の方が作成した経営革新計画の承認を行っています。この承認を受けると“低利融資制度”や、“信用保証枠の拡大”など様々な支援策が用意されています。

■ 経営革新計画の要件 ■

「新事業活動」に取り組む計画であり、以下の「経営指標の伸び率」を満たすこと。

①「新事業活動」とは、次に示す4つの新たな取り組みです。

- ①新商品の開発又は生産 ②新役務の開発又は提供 ③商品の新たな生産又は販売方式の導入
- ④役務の新たな提供方式の導入その他の新たな事業活動

②計画期間に応じて、経営革新計画終了時の「経営指標の目標伸び率」が規定されています。

計画期間	要件①	要件②
	「付加価値額」または「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「経常利益」の伸び率
3年計画	9%以上	3%以上
4年計画	12%以上	4%以上
5年計画	15%以上	5%以上

※ 要件①と要件②の両方を満たす必要があります。

■ 主な支援策 ■

(1) 低利融資制度

承認された経営革新計画に従って行う事業に必要な設備資金、運転資金について、通常の条件よりも優遇された特別貸付が受けられます。

① 新事業活動促進資金(政府系金融機関融資制度)

日本政策金融公庫 松山支店(089-941-6148、089-943-1231)
新居浜支店(0897-33-9101)、宇和島支店(0895-22-4766)

② チャレンジ企業支援資金(県融資制度)

県内に本店又は支店のある民間金融機関、愛媛県信用保証協会(089-931-2111)

(2) 研究開発型中小企業に対する特許関係料金軽減制度(審査請求料、特許料が半額に軽減)

四国経済産業局 産業技術課 特許室(087-811-8519)

(3) 販路開拓コーディネート事業(開発した新商品等を首都圏・近畿圏の企業等に紹介・取次)

独立行政法人中小企業基盤整備機構 四国本部 経営支援課(087-811-1752)

※上記の支援策を受けるには、それぞれの支援機関等における審査が必要となります。

計画承認を受けても、必ずご希望の支援策が受けられるとは限りませんので、事前に又は計画書の作成と並行して、支援機関とご相談することをお勧めします。

【お問い合わせ先】

事業所(本社)所在地を管轄する各地方局 商工観光室

東予地方局 商工観光室 電話：0897-56-1300

中予地方局 商工観光室 電話：089-909-8760

南予地方局 商工観光室 電話：0895-22-5211

愛媛県経済労働部経営支援課 電話：089-912-2484

※様式は、県HPから取得可能です。「愛媛県 経営革新」で検索!



お気軽にお問い合わせください

松山税務署からのお知らせ

法人会会員の皆様へ

マイナンバーの導入に際し、事業者のみなさまは、社会保障や税の手続きのため、従業員の方々からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。

マイナンバーの導入準備は進んでいますか？



従業員の少ない事業者では、以下の項目を参考にしてください。

【担当者の明確化と番号の取得】

- マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう(給与や社会保険料を扱っている人など)。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的(「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」)を伝えましょう。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。

顔写真の付いている「個人番号カード」か、10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょ。

※アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要です。

「個人番号カード」

表面(案)



裏面(案)



「通知カード」



【マイナンバーの管理・保管】

- マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。
- パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウイルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょ。
- 従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょ。パソコンに入っているマイナンバーも復元できないように消去しましょ。

【従業員の皆さんへの確認事項】

- 従業員の皆さんに通知が届く時期や何に使うかなど、基本的なことを知ってもらいましょ。

マイナンバー制度への実務対応 Vol.3

マイナンバー制度が導入されると、各事業所ではどのような対応をしなければならないでしょうか?みなさんが気になる情報をシリーズでお届けします!!

マイナンバー導入を控えて、前ページのチェックは済みましたか?ここで改めて事業所のマイナンバー利用に関するスケジュールを確認しておきましょう。

事業所のマイナンバー利用に関するスケジュール(予定)

2015年 10~12月

- ・ マイナンバー取り扱いにおける社内研修等の対策
- ・ 個人番号の収集

2016年の1月から7月にかけて中途採用や従業員が退職した場合、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書や資格喪失などについての書類を作成する際に、マイナンバーが必要となる予定です。

2016年 7月

- ・ 70歳以上の従業員の報酬月額に係る提出書類にマイナンバーを記入

2016年 12月

- ・ 源泉徴収票への控除対象配偶者と控除対象扶養親族のマイナンバーを記入

いかがでしょうか。上記スケジュールの通り、マイナンバーの通知カードが配布されてから2カ月の準備期間を経て、場合によってはすぐにマイナンバーを利用する場合があります。職員の異動があった場合にマイナンバーを記入し、講師謝金を支払う場合にマイナンバーを取得するなど様々な場面でマイナンバーは必要です。

特に個人情報関連は世間の注目が高いので、人的・物的な管理体制は強固にしておくに越したことはありません。

前回のおさらい

個人番号カードは申請をしなければ受け取る事ができません。個人番号カードを提示すれば会社の事務手続きはもちろん、役所等で必要な提出書類が軽減されるなど、利便性が高いので、事業所勤務の従業員は取得されることをおすすめします。

一方で今後事業所によっては顧客から個人番号カードの提示を受ける場合が予想されます。顧客やレンタル店などの入会予定者から、個人番号カードを身分証明書として提出を受けた場合、裏面(マイナンバー記載面)をコピーすることは禁止事項に該当しますので、くれぐれもご注意ください。

禁止事項の行為を従業員が行った場合、罰則に繋がってしまう可能性もあるので、総務担当者はもちろん、顧客から個人番号カードの提示を受ける可能性がある従業員に対しても研修は重要です。

運用に向け動き出すマイナンバー制度

～制度施行までのスケジュールと事業者の対応セミナー開催のご報告～

来年1月より運用開始となるマイナンバー制度に関するセミナーが6月5・12・26の3日間開催され、いずれの日程も会場が満席となる盛況となりました。松山税務署 法人部門第一統括官 山上 久雄氏より制度の概要と税制面の影響・その運用までのスケジュールを、また、社会保険労務士の木村 倫人氏より社会保障面の影響や企業として準備すべきことなどを解説しました。現状、あまり情報が出ていないとされるマイナンバー制度についてですが、法人会では事業者向けのセミナーを今後も開催する予定です。今年10月に予定される番号通知、さらには年明けの運用スタートに向け情報発信を行ってまいります。広報誌・案内チラシをお見逃しなく!積極的にご参加ください。



今後の研修会のご案内

研修会名	概要
中小企業会計啓発・普及セミナー	開催日時 9月8日(火) (基本コース)10:00～12:00 (応用コース)13:30～15:30 会場 愛媛県生活文化センター(松山市北持田139-2) 受講料 無料 講師 税理士:山内 実氏 *一般の方も参加できます。 セミナーの内容 <基本コース> <応用コース> ◇中小会計要領の活用 ◇事業計画の策定 ◇財務会計の構造 ◇事業計画の実現 ◇キャッシュフロー体質 ◇改正税制のポイント ◇利益・資金計画の策定と実現
法人税・消費税決算期別研修会 無 料 決算時の留意事項や税制の改正及び通達等についての研修会です。一般の方も聴講でき、税務に関する有益な資料をお渡しいたします。 研修内容 法人税・消費税・印紙税	開催日時 8月決算の事業所対象: 9月16日(水) 9月決算の事業所対象: 10月14日(水) 10月決算の事業所対象: 11月12日(木) *毎月開催!決算をむかえた会員様に随時案内しております。 会場 愛媛県生活文化センター(松山市北持田139-2) 講師 松山税務署担当官

○セミナーのお申し込みは、事業所名、出席者名、連絡先(TEL・FAX)コース名をご記入いただき、FAX、メール又は電話でお申し込みください。

○ホームページからもお申し込みできます。上記に掲載以外の研修等もご案内しております。

法人会ホームページ <http://www.matuyama-hojinkai.or.jp/> ☎:089-941-7711 FAX:089-947-4251

「魅力ある職場づくり」を 雇用管理アドバイザーが無料支援します!

生産年齢人口の減少は、地方経済の衰退に一層拍車をかけ、人手不足感を増しています。

愛媛県内の労働力人口は、平成17年比(H17-H22比)で約2.3万人(3.2%)減少しています。産業別の就業者数をみると、特に建設業で、従来から担い手不足がさげられ続けている第一次産業を上回り、1.4万人(21.1%)が減少しています。

一方で、今後も公共事業の増加に伴う需要は拡大することが予想されることから、人材確保のための「魅力ある職場づくり」の必要性が求められています。

当会では、社会構造変化に伴う労働力確保の観点から、建設業の皆様を対象に、高い意欲と能力を持つ労働者が安心して働き続けることができる職場づくりへの取組を支援します。

- ☆対象事業所 : 建設業(日本標準産業分類大分類Dに該当する分野)
- ☆申込期間 : 2月末まで(派遣可能な企業数に限りがあります)
- ☆費用 : 無料
- ☆雇用管理アドバイザー : 社会保険労務士、中小企業診断士など
- ☆個別支援内容 : 雇用管理制度導入支援



雇用管理制度とは、募集・採用から配置、人材育成、退職管理までの事業主が行う一連の管理をいい、本事業における雇用管理制度は以下の範囲とします。

(1) 評価・処遇制度

- ①採用基準
- ②配置・異動基準
- ③昇進・昇格基準
- ④人事考課・評価制度
- ⑤賃金体系制度
- ⑥賞与制度
- ⑦退職金制度
- ⑧諸手当制度
- ⑨正社員転換制度
- ⑩職務・勤務地限定正社員制度
- ⑪その他の評価・処遇制度

(2) 研修体系制度

- ①教育訓練計画
- ②職種別研修
- ③階層別研修
- ④自己啓発補助制度
- ⑤社内検定制度
- ⑥その他研修体系制度

(3) 健康づくり制度

- ①人間ドック
- ②腰痛健康診断
- ③メンタルヘルス相談
- ④インフルエンザ予防接種
- ⑤その他健康づくり制度

(4) 休暇・労働時間制度

- ①所定労働時間の短縮
- ②所定外労働時間の削減
- ③フレックスタイム制
- ④週休二日制の導入
- ⑤年次有給休暇の取得促進
- ⑥育児・介護休業制度
- ⑦特別休暇
- ⑧短時間勤務制度
- ⑨その他の休暇・労働時間制度

(5) 業務管理・組織管理

- 人間関係管理制度
- ①メンター制度
- ②カウンセリング制度
- ③セクハラ、パワハラ、マタハラ等の防止措置
- ④朝礼
- ⑤社内報
- ⑥提案制度
- ⑦表彰制度
- ⑧苦情処理制度
- ⑨その他の業務管理・組織管理人間関係管理制度

(6) 福利厚生

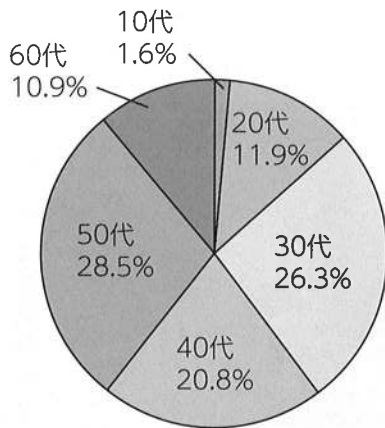
- ①財形福祉
- ②社内預金
- ③提案制度
- ④表彰制度
- ⑤苦情処理制度
- ⑥その他の福利厚生制度

お問合せ先 「人材確保のための雇用管理改善促進事業」(実践コース) 担当者：井関，西岡
一般社団法人 愛媛県法人会連合会 TEL 089-941-7711 FAX 089-947-4251

熱中症に気をつけよう!!

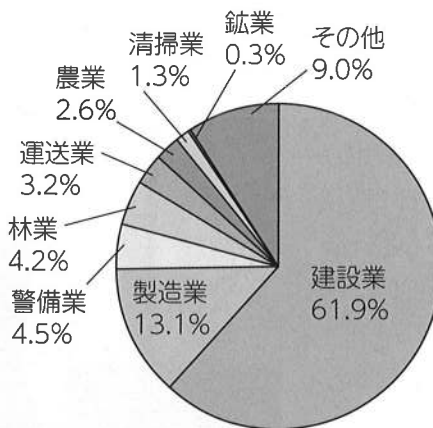
人間の体は皮膚からの放熱や発汗によって体温を下げますが、外気が皮膚温以上の時や湿度が非常に高いと放熱や発汗ができにくくなり、熱中症を引き起こします。熱中症の発生は7~8月がピークになります。熱中症を正しく理解し、予防に努めましょう。

労働災害における
熱中症による死亡者数【年代別】



1997年~2012年 合計312人

労働災害における
熱中症による死亡者数【職種別】



1997年~2012年 合計312人

熱中症は必ずしも高年齢の労働者に集中しているわけではなく、各年代に幅広く発生しています。職業別にみると、建設業が2/3以上を占めています。



熱中症予防のために

ポイントは『水分補給』と『暑さを避けること』



愛媛県
イメージアップ
キャラクター
みきゃん

- こまめに水分補給
- 外出時は日傘、帽子、日陰を利用
- 保冷剤などの冷却グッズを活用する
- 体調がよくない時は無理をしない
- 適度に扇風機やエアコンを使う(室温は28℃以下に)
- 朝食をきちんととる、栄養バランスよく食べる



職場・作業環境の改善

- ◇ 暑さや湿度低減のため、通風・冷房・除湿設備を設置する
- ◇ 通気性・透湿性の良い服装にする
- ◇ 冷房を備えた休憩場所を設置する

職場での健康管理

- ◇ 作業開始前に作業者の健康状態を確認する
持病(糖尿病・高血圧症・心疾患・腎不全等)のある方は要注意!
- ◇ 作業中も定期的に健康状態を確認する
- ◇ 休憩場所に体温計や体重計を備える
- ◇ 体調不良を訴えたり、相談しやすい雰囲気を作る

熱中症の危険信号!

めまい、汗がとまらない、吐き気、ズキンズキンとする頭痛、倦怠感、筋肉痛、けいれん、高い体温など

意識障害などあればすぐ救急車を!

